

◎ 各種申告書等の様式変更等

平成 30 年分から「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められ、年末調整において配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする給与所得者は、年末調整の時までに給与等の支払者に当該申告書を提出する必要があります。

また、他の申告書等についても記載事項の変更等を行う予定です。

《各種申告書等の様式変更等（平成 29 年 6 月 30 日現在）》

改正前	改正後（平成 30 年分以降）	
給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	記載事項の変更等 ※ その年の最初に給与等の支払を受ける日の前日までに提出
公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	記載事項の変更等 ※ その年の最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに提出
従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書	従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書	記載事項の変更等 ※ その年の最初に給与等の支払を受ける日の前日までに提出
給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書	給与所得者の保険料控除申告書	・「給与所得者の配偶者特別控除申告書」との兼用様式を廃止 ※ その年の年末調整の時までに提出
	給与所得者の配偶者控除等申告書	・「給与所得者の配偶者特別控除申告書」を改定 ・「給与所得者の保険料控除申告書」との兼用様式を廃止 ※ その年の年末調整の時までに提出
給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿	給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿	記載事項の変更等 ※ 給与等の支払者が作成

(注) 税務署で配布していた「給与所得者の保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書」（兼用様式）については、平成 30 年分以降、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の 2 種類の様式（上図の太枠部分）となる予定です。

《参考：非居住者である配偶者に係る親族関係書類等の提出時期（平成 30 年分以降）》

非居住者である配偶者について、配偶者控除等の適用を受けるための「親族関係書類」及び「送金関係書類」の給与等の支払者への提出又は提示の時期は、それぞれ次のとおりとなります。

区 分	扶養控除等申告書の提出時 (最初に給与の支払を受ける日の前日まで)	配偶者控除等申告書の提出時 (年末調整の時まで)
「源泉控除対象配偶者」又は「障害者に該当する同一生計配偶者」 (扶養控除等申告書に記載した場合)	親族関係書類	送金関係書類
上記以外の配偶者 (年末調整の際に控除を受ける場合)	—	親族関係書類＋送金関係書類